

**金剛地区活性化公民連携事業実施業務  
仕様書**

令和7年4月

富田林市

## 1. 業務名

金剛地区活性化公民連携事業実施業務（以下「本業務」という）

## 2. 業務目的

金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台）においては、人口減少、少子高齢化、建物の老朽化、コミュニティの希薄化などのニュータウン問題が顕在化しており、本市、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」という。）が連携し、エリア価値向上に向けた取組を継続的に進めている。

本業務は、再整備が予定されている金剛中央公園において、親子連れをメインターゲットに公園活用のモデルケースとなる健康増進、賑わい創出イベントを実施し、将来的な金剛中央公園の役割への期待感を醸成するとともに、エリア価値向上、並びに団地価値向上につなげることを目的として実施する。

## 3. 主催者

富田林市、UR都市機構

## 4. 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

## 5. 履行場所

金剛中央公園グラウンド

※ 雨天荒天の場合の実施方法等については協議により決定する。

## 6. 提案上限額

1,000,000円（消費税、及び地方消費税を含む）

## 7. 支払条件

完了後一括払い

## 8. 業務の実施

- （1）本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- （2）受注者は、業務実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- （3）受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもと業務を実施すること。
- （4）受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

- (5) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者と協議し、承認を得ること。
- (6) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

## 9. 業務打合せ

発注者と受注者は常に綿密な打合せを本市会議室、電子メール、電話等で行うものとする。打合せを実施した場合、速やかに打合簿を作成し、内容について発注者の承諾を得ること。

## 10. 業務内容

次の(1)から(5)に掲げる通りとする。ただし、業務の進捗等に応じ変更が必要な場合、発注者と協議のうえ契約額の範囲内で変更する。

### (1) イベントの企画・実施について

#### ① 主な条件

- ・イベントの企画・実施においては、「健康」「賑わい」をテーマとし、大人から子どもまで身体を動かすことによって楽しめる内容とする。
- ・イベントは訴求性や話題性が高く、集客が期待できる内容のものとする。
- ・メインターゲットは、親子連れとする。
- ・イベント実施日は、9月下旬を予定
- ・イベント同日に連動実施する市や関係団体主催の賑わい創出イベント等と連携・調整しながら実施するものとする。

### (2) 広報の実施

- ① 幅広い手法（ポスターの掲出、チラシの配架、SNSの活用等）、及び広報範囲（市内外の公共施設、民間施設等）について検討するとともに、ターゲットに訴求し、参加者の増加に結び付く効果的な広報の提案・実施をすること。
- ② ポスター、チラシのデザインを作成し、データ納品すること。また、ポスターを50部、チラシを4500部印刷してそれぞれ納品すること。（ポスター、チラシのデザインは同じもので良い）

### (3) 特記事項

- ① 来場者の対応にあたり、事故のないよう誘導・警備を行うほか、スムーズな導線を得られるよう、動線計画の作成、案内看板等の設置を行うこと。
- ② 業務実施後は、業務実施場所の現状復旧を行うこと。
- ③ イベント保険に加入し、イベント運営上の瑕疵により、来場客など第3者の身

体を害し、または財物に損害を与えたことにより、主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険に加入すること。

(4) 実績報告業務

- ① 参加者に対してアンケート調査、集計を行うこと。
- ② 業務実施報告書の作成。

(5) 成果（業務）のとりまとめ

成果品は、次の通りとする。

・業務実施報告書 2部

※業務実施内容、ポスター等の画像データ、アンケート結果、集計結果、業務当日の記録写真等。

・上記にかかる電子データ一式（記録媒体に保存）

※データは、2次利用が容易に出来るよう留意して作成すること。

11. その他

- ① 受注者は、業務を円滑に実施するため、必要に応じて随時協議の場を設けるとともに、業務発注後の発注者からの指示については真摯に対応すること。
- ② 受注者は、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その指示または承認を受けなければならない。
- ③ 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、発注者とその都度協議のうえ決定すること。
- ④ その他、本業務に関する詳細は、富田林市業務委託契約約款（昭和63年3月18日制定 富田林市告示第9号）によるものとする。

以上